

オペレーショナル・リスク管理を通じた トレーディング活動の態勢強化

仏大手銀行の不正トレーディング事件などを受け、トレーディング活動に係る態勢の強化が急務となっている。態勢の強化における重要なファクターは、経営層の強いコミットによるカルチャーの醸成や、アラート機能のような新しいシステム機能である。

トレーディング活動に対する オペリスク管理の重要性

2009年12月、欧州銀行監督委員会（CEBS）より「マーケット関連活動におけるオペレーショナル・リスクの管理についてのコンサルテーションペーパー」¹⁾（以下、CP35）が公表された。このペーパーはオペレーショナル・リスク（以下、オペリスク）の観点からトレーディング活動に対するリスク管理をどのように行うべきか提言したものである。この分野にCEBSが着目した理由は大きく二つある。

一つ目の理由は損失事象が顕在化した際の損失額の大きさである。2008年に発生した仏銀行の不正トレーディング事件での多大な損失金額は記憶に新しい所であろう。図表のトレーディング活動のガバナンスやコンプライアンスの不備に起因した巨額損失事例に見られる通り、トレーディング活動態勢の不備は金融機関に対して多大な損失額をもたらす可能性がある。

もう一つの理由は、その損失額の大きさにも関わらず、トレーディング活動に対するオペリスク観点での管理態勢が、リスク管理全体の中である種の盲点となっていたことである。金融機関はこれまで市場リスクのカテゴリにおいて、ボラティリティを含む定量面に主な注意を払ってきた一方、ガバナンスやコンプライアンスには注意を払っていなかったことをCP35では指摘している。つまり市場VaRにてボラティリティ等の数値は捉えていた²⁾が、その数値を算出する手前のプロセスにある“組織”や“人”の活動を牽制する機能が十分ではなかったという指摘である。この部分に初めて焦点を当て、詳細なガイドラインを示したものがCP35である。

図表 トレーディング活動態勢の不備に起因した、
近年の巨額損失事例

発生年	企業	概要	損失額
1995	ベアリングス銀行	トレーダーによる不正取引・損失隠蔽	約1400億円
1995	大和銀行	トレーダーによる不正取引・損失隠蔽	約1100億円
1998	住友商事	担当部長による不正取引・損失隠蔽	約2800億円
2002	アライド・アイリッシュ銀行	子会社トレーダーによる不正取引	約900億円
2008	ソシエテ・ジェネラル銀行	トレーダーによる不正取引システムの不正改竄	約7700億円
2008	CITICパシフィック	トレーダーによる取引報告ミス	約2000億円
2008	ケス・デパーニュ銀行	制限を越えたリスクテイクによる巨額損失	約1000億円

（注）損失額は事件発生当時の為替レートにて算出
（出所）各社資料等より、野村総合研究所作成

また、本CP35を作成したCEBSは、欧州各国の監督当局より組織されており、各当局は同時にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の主要なメンバーでもある。そのため、CP35がBCBSの次なる提言に影響を与えることは十分考えられ、この提言内容を確認しておくことは我々にとっても有用であろうと考えている。

CEBSの提言

2008年11月に開催されたG20金融サミットでの共同宣言³⁾を踏まえ、翌年4月にCEBSは「リスク管理における高いレベルでの原則」⁴⁾という、リスク管理の全体像を新たにまとめたコンサルティングペーパーを公表した。CP35はこのペーパーをベースとし、トレーディング活動におけるオペリスク管理態勢に焦点を当てたものであり、「ガバナンス構造」「内部統制」「内部レポートシステム」の3つの観点から17の原則を打ち出している。一般論だけではなく、細かな具体例も挙げることでより実行性の高いものとしていることがCP35の特色である。以下では、3つの観点それぞれの

NOTE

- 1) "Consultation Paper on the management of operational risks in market related activities (CP35)", The Committee of European Banking Supervisors (December 2009)
- 2) 市場リスクを捉える指標としてVaRが適切か、という議論も存在するが、本稿では立ち入らない。
- 3) "Declaration of the Summit of Financial Market and the World Economy", The Group of Twenty (November 2008)
- 4) "High level principles for risk management (CP24)", The Committee of European Banking Supervisors (April 2009)
- 5) コントロールファンクションとは、ミドルオフィス、バックオフィス、会計、リスク管理、コンプライアンス、内部統制などトレーディングの支援、確認、監視を行う機能の総称として定義されている。
- 6) 邦銀では当たり前のように行われている仕組みであるが、CP35では休暇の例として、少なくとも2週間の連続した休暇をトレーダーに与え、その間は自らのブックのアクセスを禁止すること、人事ローテーションの例として、同じ商品ラインに属するフロント・ミドル・バックオフィス、IT部門の間でのスタッフの異動が効果的であることが記されている。
- 7) より具体的には、過去の数値を学習データとしたパターン認識手法による異常値の検知手段が利用できるのではないかと筆者は推測している。
- 8) 平成18年金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」

詳細を述べる。

1つ目の観点であるガバナンス構造においては、主に経営層の関与について記載されている。具体的には、経営層は組織内で発生した、また発生しうるオペリスク事象について十分な注意を払うこと、フロントとコントロールファンクション⁵⁾の明確な分離を保証すること、そしてコントロールファンクションのスタッフに適切な権限やインセンティブを与えることなどが述べられている。また、ただ体制を構築するだけでなく、オペリスクを防止するようなカルチャーを醸成することが経営層に望まれており、その具体策としてトレーダーに対する休暇の与え方や人事ローテーションの考え方⁶⁾が記されている点は大変興味深い。


2つ目の観点である内部統制においては、トレーディング活動に係る制度設計や報告体系について、トレーディングの開始時からコンファメーション、決済、リコンサイルのプロセスに至るまで詳細な記載がなされている。特に、通常の取引所取引よりオペリスクの発生蓋然性^{がい}が高いと考えられるOTC取引に係る注意事項については独自の非常に細かなガイドラインが提示されており、各金融機関も力を入れて取り組むべきポイントであると考えられる。

3つ目の観点である内部レポートシステムにおいては、内部報告書の内容や報告頻度、アラート機能について記載されている。特徴的なのは、このアラート機能についての言及である。アラート機能とは「疑わしいオペレーションなどを検知し、ワーニングを発するもの」と定義されており、一般的にはプロセス内の数値や、プロセスの発生数自体の異常値を検出してワーニングを発するシステム⁷⁾であると考えられる。このアラ

ート機能は不正を監視する役目を持つだけでなく、株数と値段を誤発注して多額の賠償金を請求されることとなった事例や、アルゴリズムトレーディングの異常により取引所のシステムに多大な負荷をかけた罰金を課された事例などをふまえた、より広い範囲を意識したものである。取引の電子化・大量化・迅速化が加速している今、必要性の高いシステム機能であると考えられる。

以上のように、3つの観点からオペリスク管理態勢の原則が述べられているが、経営層の関与といったトップダウンの視点と、取引の報告体系やアラートシステムのようなボトムアップの管理という対照的な視点が含まれていることに着目されたい。オペリスク管理においてはこの双方の視点が常に重要であるといえよう。

本邦への示唆としても価値ある提言

本邦において、金融庁告示⁸⁾ではトレーディング活動におけるガバナンスやプロセスに対するリスク管理態勢について特段の記載はなされていない。金融検査マニュアルや監督指針などに代表される指針類と比較しても、今回のCP35における提言は十分に詳細なものであるといえ、トレーディング活動におけるオペリスク管理の態勢を強化していくに当たって大いに役立つものであろう。広く金融機関はこの提言を参考にして、他社よりも先んじた、より強固な態勢を確立されることを願いたい。 

Writer's Profile



中田 貴之 Takayuki Nakata
ERMプロジェクト部
研究員
専門はオペレーショナル・リスク管理、仕組債評価
focus@nri.co.jp